

美祢市と株式会社サンリオとのシティセールスに係る包括的な連携に関する協定書

令和4年7月22日

美祢市（以下「甲」という。）と株式会社サンリオ（以下「乙」という。）は、子どもから高齢者まで「みんななかよく」一人ひとりの笑顔を作り出し幸せの輪を広げ、本市が掲げるまちの将来像の実現に向け、幅広い分野において協働の取組を推進するため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域活性化に関する施策を協働で推進し、市民が幸せを感じるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）ひととつながる～美祢市の情報発信に関すること
- （2）幸せを感じる～市民への行政サービスの発信に関すること
- （3）みんななかよく～様々な関係者が手を取り合う地域と産業の課題解決に関すること  
（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

2 乙は、業務に支障のない範囲で、前条各号に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。ただし、前条各号に定める各連携事項の具体的な実施に伴う成果の利用、費用負担等については、甲乙協議の上あらかじめ明確に定めることとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後もまた同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たって知り得た個人情報を個人情報の保護に関する法律等法令に基づき取り扱うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの署名の上、各自その1通を保有する。

甲 美祢市  
美祢市長

藤田洋司

乙 株式会社サンリオ  
常務執行役員

谷村和明